

理事・監事及び評議員の旅費
及び報酬等に関する規程

社会福祉法人東明会

平成 29 年 3 月 16 日

社会福祉法人東明会理事・監事及び評議員の旅費及び報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東明会の理事・監事及び評議員の旅費及び報酬等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(理事会及び評議員会への業務・報酬)

第2条 理事・監事が理事会に出席したとき及び評議員が評議員会に出席したときは、別表1の額を支払う。

(理事及び評議員の報酬)

第3条 理事長が、理事会、評議員会以外の日において、法人業務の運営のために業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払う。

2 理事及び評議員が、理事会、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人業務及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表3により報酬を支払う。

(監事の業務・日当)

第4条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬を支払う。

(出張)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給する。

(適用除外)

第6条 事業の職員を兼務する役員及び評議員は、この規程は適用しない。

(改正)

第7条 この規程を改正する必要がある場合には、理事会の議決を経なければならない。

附則

この規程は、平成22年5月27日から施行する。

この規程は、平成23年5月1日から施行する。

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表1 (第2条関係)

名 称	報酬	
理事会出席報酬等	10,000円	
評議員会出席報酬等	10,000円	
監事監査出席・指導報酬等	10,000円	
報酬は源泉徴収をするものとする。		

別表2 (第3条及び第4条関係)

名 称	報酬	備 考
理事長業務報酬等	84,000円	計算式1床3,000円×70床×出勤日数週5分の2
報酬は源泉徴収をするものとする。		

別表3

名 称	報酬	
理事及び評議員・監事業務報酬等	10,000円	
報酬は源泉徴収をするものとする。		

別表4 (第5条関係)

名 称	報酬 1日	宿 泊	旅 費
報酬・宿泊・旅費	10,000円	10,000円	実費相当 鉄道・バス・船賃・航空運賃等

※ 報酬は源泉徴収をするものとする。

※ 片道距離が70km未満の地域に出張する場合における鉄道運賃は、普通旅客運賃とする。

※ 出張先で、一般交通機関の利用することが困難な場合は、タクシーの利用を認める。この場合は領収書を提出すること。

※ 会議等で宿泊料金が指定されている場合は、指定された金額を支給する。